

指定居宅介護支援 重要事項説明書

憩い園 ケアプランセンター（和歌山県指定3071800399号）

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 紀の国福樹会
- (2) 法人所在地 和歌山県岩出市溝川 2 2 番地
- (3) 電話番号 TEL 0736-67-2012
- (4) 代表者名 理事長 笠原直樹
- (5) 設立年月日 平成23年8月23日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の名称 憩い園 ケアプランセンター
- (3) 事業所の所在地及び電話番号
和歌山県岩出市溝川 2 2 番地 TEL 0736-67-6318
- (4) 管理者氏名 亀若 妃佐

3 事業の目的および運営の方針

(事業の目的)

当事業所が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

(運営方針)

- (1) ご契約者が可能な限り家庭で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に務めます。
- (2) ご契約者の心身の状況や環境等に応じて、自らの選択に基づき、医療・保健・福祉の施設・機関、行政、事業者の連携に配慮し、適切で多様なサービスが総合的、効果的に提供されるよう介護計画を作成します。
- (3) ご契約者の意思及び人格を尊重し、常にご契約者およびその家族等の立場に立って、サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- (4) ご契約者の要介護認定等に係る申請に対して、ご契約者の意思をふまえた援助を心がけ、介護保険（要介護・要支援）認定申請の有無を確認し、その支援も行います。

※当サービスのご利用は、原則として介護保険（要介護・要支援）認定の結果、要介護と認定された方が対象となります。介護保険（要介護・要支援）認定をまだ受けていない方でも当事業所の「みなし判断」によりサービスの利用は可能です。

4 介護支援専門員の勤務体制

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者： 1 名（常勤兼務）
- (2) 介護支援専門員： 4 名 ただし業務の状況に応じて増員します。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までです。（ただし12月31日から1月3日までを除く）

営業時間は平日午前8時30分～午後5時30分までとします。

(2) 上記の営業日営業時間のほか、携帯電話等により24時間連絡が可能ですのでご相談下さい。

6 居宅介護支援の提供方法及び内容

(1) 提供方法

- ① 第一にご契約者・ご家族の意思を尊重します。
- ② 当事業所の介護支援専門員は、初回訪問時またはご契約者・ご家族から求められた時は、携行する身分証明書を提示します。
- ③ 被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間など当事業所が確認して、期限切れなどないようチェックします。
- ④ 要介護認定等の申請業務に関し必要な援助を行います。また、認定更新等の申請は、現在の有効期間が満了する1か月前にはお知らせして滞りのないようお手伝いします。
- ⑤ 当事業所は、以下のいずれかに該当するような場合業務の提供を拒否することができます。
ア 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき
イ 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を当該保険者に通知することとします。

(2) 居宅介護支援の内容

- ① 居宅介護サービス計画の作成
ア 「介護支援専門員」有資格者の配置
イ ご契約者・ご家族への情報提供
ウ ご契約者の実態把握
エ 居宅サービス計画の原案作成
オ 課題分析票の種類（和歌山県にて確認を得た当事業所作成のアセスメント票）
カ サービス担当者会議の開催
キ ご契約者の同意（サービスの種類、内容、費用等の説明と同意）
- ② サービス実施状況の継続的な把握、評価の実施
- ③ 介護保険施設の紹介等

7 内容及び手続の説明及び同意

- (1) 利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であることと、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行います。
- (2) 前6ヶ月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき文書を交付し説明を行います。
- (3) 利用者やその家族に対して、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めるものとします。なお、日頃から介護支援専門員の連絡先等を健康保険被保険者証等と合わせて、保管することを依頼することとします。

8 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

9 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

10 利用料及びその他の費用の額

原則、自己負担額はありません。（法定代理受領により保険者より当事業者に対して支払われます。）ただし介護保険料の滞納等により、介護保険給付が当事業所に支払われない場合は、別紙の利用料金をお支払い下さい。なお介護報酬の改定に伴い居宅介護支援費が変更される場合は利用者に説明し承諾を得るものとします。下記「通常の事業実施地域」以外の地域の方からの依頼については、交通費実費を申し受けます。

11 通常の事業の実施地域

岩出市、紀の川市、かつらぎ町、和歌山市(小倉・和佐・紀伊・山口)の各地域とします。

12 秘密の保持

事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得たご契約者及びその家族等の秘密を漏らしません。また秘密保持のための監視を常に怠りません。

13 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援のサービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご契約者及びその家族等に、ご連絡するとともに、事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応致します。

14 苦情処理の体制

(1) 当事業所の苦情受付

苦情の受付は、口頭でも、窓口を設置した苦情受付の要望箱でも受け付けております。ご契約者及びその家族等の要望に応えられるよう迅速に対応致します。

○苦情受付窓口（担当者）

居宅介護支援専門員 亀若 妃佐 TEL 0736-67-6318

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岩出市役所地域福祉課介護保険係	所在地	岩出市西野209番地 TEL 0736-62-2141 FAX 0736-63-0075
紀の川市役所高齢介護課	所在地	紀の川市西大井338番地 TEL 0736-77-2511 FAX 0736-77-3926
かつらぎ町役場健康推進課	所在地	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地 TEL 0736-22-0300 FAX 0736-22-6432
和歌山市役所保険医療部介護保険課	所在地	和歌山市7番丁23番地 TEL 073-435-1190 FAX 073-435-1296
和歌山県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地	和歌山市吹上2丁目1番22 TEL 073-427-4662 FAX 073-427-4664

15 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を作成するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

16 感染症の予防及びまん延の防止のための処置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

17 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命、または身体を保護する為や無負えない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

18 人権虐待防止のための措置

高齢や虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 人権虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の開催
- (4) 専任担当者の配置

別紙

憩い園 ケアプランセンター

利 用 料 金 表

【居宅介護支援費】

(1ヶ月あたりの料金)

介護支援専門員 1人当たりの取 扱件数	居宅介護支援費（Ⅰ） 取扱件数40件未満又は40 件以上の場合、40件未満の 部分を算定	居宅介護支援費（Ⅱ） 取扱件数40件以上の場合 40件以上60件未満の部分 を算定	居宅介護支援費（Ⅲ） 取扱件数40件以上の場合 60件以上の部分を算定
要介護1・2	10,860円	5,440円	3,260円
要介護3～5	14,110円	7,040円	4,220円

※上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加 算	金 額
初回加算 (1月につき)	3,000円
入院時情報連携加算 (1月につき月1回限度) 当該病院等に対して必要な情報を提供した場合	(Ⅰ) 2,500円 (Ⅱ) 2,000円
退院退所加算 (1回につき入院(所)中3回限度) 退院や退所時にサービス計画書を作成した場合	(Ⅰ) 4,500円口6,000円 (Ⅱ) 6,000円口7,500円 (Ⅲ) 9,000円
通院時情報連携加算 (1月に1回程度)	500円
緊急時等居宅カンファレンス加算 (月2回限度)	2,000円
ターミナルケアマネジメント加算 (1月につき)	4,000円
特定事業所加算(Ⅰ)	(Ⅰ) 5,190円
特定事業所加算(Ⅱ)	(Ⅱ) 4,210円
特定事業所加算(Ⅲ)	(Ⅲ) 3,230円
特定事業所加算(A)	(A) 1,140円
特定事業医療連携加算 (1月につき)	1,250円
処遇改善加算 Ⅳ (居宅介護支援費+加算)	2.1%

通常の事業地域を越えて行うサービス	30円/km
-------------------	--------

※原則、自己負担額はありません。ただし、介護保険料の滞納等により、介護保険給付が当事業所に支払われない場合は、上記の利用料金をお支払い下さい。

〔重要事項説明書の同意について〕

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。また、個人情報の取り扱いについても説明を行いました。

社会福祉法人 紀の国福樹会 憩い園 ケアプランセンター

説明者職名 介護支援専門員 _____

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。また、個人情報の取り扱いについても同意しました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ 印

この重要事項説明書は、ご契約者又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。